

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

- ◆ 広島・石綿病死損賠訴訟
会社側、争う姿勢示す地裁で口頭弁論
- ◆ 中皮腫26%「不認定」
石綿新法国の判定委
- ◆ 福島第一で被曝関電工を告発
作業員、労基署に
- ◆ 石綿救済基準環境省緩和へ
労災認定改定受け
- ◆ 厚労省公表 石綿労災65事業所
奈良の工場は3人認定
- ◆ 元自衛隊員アスベストに被災
2名が健康管理手帳申請
- ◆ 編集後記

2012年12月1日

第211号

広島労働安全衛生センター

広島・石綿病死損賠訴訟 会社側、争う姿勢示す地裁で口頭弁論

建築工事でアスベスト（石綿）を吸ったことで中皮腫を発症し、57歳で死亡した広島市の男性の遺族が、勤務先だった建築会社に約5300万円の損害賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が11月9日、広島地裁（太田雅也裁判長）で開かれた。会社側は請求棄却を求め、全面的に争う姿勢を示した。

訴状によると、男性は工事の現場代理人として勤務。09年4月に中皮腫と診断され、10年8月に亡くなった。鉄骨への石綿吹き付け作業や石綿を含む建材などを切断する際に粉じんを吸い込んだといい、遺族側は「会社は石綿の危険性を予想できたのに、マスク着用などの配慮をしなかった」と訴えている。

会社側は「男性の仕事は仕事の段取りや現場の作業指示など、大量の石綿曝露はあり得ない」などと主張している。

この日は男性の妻（60）が意見陳述市「2ヶ月後に控えた娘の結婚式を楽しみにしていた。夫の無念の思いをくみ取ってほしい」と涙ながら訴えた。

当日、中皮腫でなくなったSさんの奥さんが意見陳述をおこなった陳述書を「ワーク&ヘルス」に掲載することを了解が得ました。以下、ここに全文を紹介します。

意見陳述書

広島地方裁判所 御中

S・H

私の夫、S・Mは1977年4月にS工業に入社しました。2003年9月に会社の都合で一旦退職いたしました。その後、2005年6月に再度入社し、悪性胸膜中皮腫により休業する2009年5月まで約30年間にわたり、S工業において一生懸命働き続けました。

夫は、上司の指示の下で、建築工事の現場代理人として働いていました。小学校等の官公庁関連の建物の建築やビルの新築・増改築・解体工事等で、石綿が含まれた粉じん大量に飛散するところで仕事をしていたと聞きました。とくに解体工事に従事した日は、汚れと埃で作業服の色が変わり、ほかの洗濯物と一緒に洗えないほどひどいものでした。そうした現場で働いていたにもかかわらず、会社が粉じんや石綿に対する対策や安全研修を行わなかったがために、夫は石綿粉じんを吸って悪性胸膜中皮腫になりました。

2009年5月、病院で悪性胸膜中皮腫との宣告を受けた際、夫はあまりのショックで気を失うほどでした。私と娘達も初めて聞く病名でしたが、アスベストが原因の予後悪い病気であることを聞いて大変ショックを受けました。

その頃、広島労働安全衛生センターが主催するアスベスト相談会があることを知り、カルテを持ち込んで相談しました。そのときに、この病気が労働災害の適用になることを初めて知りました。私は、夫と共に会社へ労災申請の依頼に行きました。会社からは「会議をするので時間をください」という返事があり、すぐに対応してもらえませんでした。

その後、夫は広島大学病院に入院し、胸膜生検の手術や抗癌剤治療、左肺全摘出手術、放射線治療を受け、入退院の生活を繰り返しました。胸膜生検の手術を受けた後、自宅療養をしておりましたが、「うつ状態になり自殺を考えていた。」と話してくれました。

また、左肺全摘出手術後は痛みが相当激しく、私たち家族は寝ることなく看病をしなければなりません。亡くなる3ヶ月前からは酸素ボンベが離せなくなり、呼吸困難とうつ状態、そして痛みと闘う辛い毎日を強いられました。最後には、体に多くの管を繋がれ、苦しい思いをし、2010年8月14日に息を引き取りました。

夫は2ヶ月後にひかえた娘の結婚式を楽しみにしておりましたが、しかし、それにも出席することもできず、死んでいきました。会社を定年退職した後は、老後をゆっくり楽しもうと話していたのですが、それも叶わず、57歳という若さで亡くなりました。ただただ苦しい闘病生活が続き、無念だったと思います。

30年間勤務した会社でしたが、闘病中と亡くなった後の会社の対応や言動には、全く誠意を感じられませんでした。夫の気持ちを考えると、不憫で悔しくてたまりません。

夫の姿や形はありません。二度と戻ってくることはありません。裁判所におかれましては、私たち家族が過ごすはずだった時間、夫の無念の思いをくみ取っていただき、公正な判断をお願いいたします。

次回裁判は2013年2月15日（金）13時10分からの開廷です。会員の皆様の傍聴をお願いします。

中皮腫26% 「不認定」 石綿新法国の判定委

医師に中皮腫と診断され、石綿健康被害救済法（石綿新法）に基づいて2006年～11年度に被害認定を申請した人の3割近くが、国の委員会の中皮腫と認定されなかったことが分かった。検査が不十分だったり、医師が判断ミスをしたりして、正しく診断されていなかったらしい。

岡山労災病院の岸本卓巳副院長が8日、岡山市で開かれた日本肺癌学会で発表した。岸本さんは石綿（アスベスト）による石綿肺や中皮腫に詳しく、認定の審査する環境省の「石綿健康被害判定小委員会」で臨時委員を務めている。

発表によると、11年度までに4368人あった申請のうち、認定されたのは3210人（73, 5%）にとどまった。不認定の半数ほどは画像以外に診断の根拠はなく、確定診断とは言えないケースだったという。

石綿新法は06年、石綿を使っていた工場周辺の住民など、労災対象とならない中皮腫患者らを救済するため施行された。申請時に診断に用いた資料を提出し、小委員会で審査。中皮腫などと認められれば医療費や療養手当が受けられる。

中皮腫はがんの一種だが、診断が難しい。画像診断だけでは肺がんや胸膜炎と間違えやすく、内視鏡で組織を取り出して検査しないと、確定診断はできないという。このため別

の腫瘍など間違ふ例もあった。ただ、「誤診」として中皮腫と認定されなかった人の中には、石綿を扱ったという状況証拠などから、やはり中皮腫と考えられるケースもある。正確に診断されれば、救済につながる可能性があるという。

11月10日付け朝日新聞より掲載

福島第一で被曝関電工を告発 作業員、労基署に

東京電力福島第一原発で昨年春にあった事故で被曝した作業員の一人（46）が一日、東京都内で記者会見し、東電グループ会社の関電工が安全対策を十分にとっていないかったとして、労働安全衛生法違反で処罰するよう富岡労働基準監督署（福島県いわき市に移転中）に告発したことを明らかにした。東電に再発防止の指導を求める申告もした。

作業員と日本労働弁護団によると、この作業員は昨年3月24日、原発3号機でケーブルを引く作業を6人チームで行った。関電工の2次下請け会社に所属していたが、チームにいた関電工の社員2人から具体的な指示を受けていた。

作業前に「少々線量が高いが支障はない」と説明されたが、汚染水につかった他の3人が180ミリシーベルト前後を被曝。20ミリシーベルトに設定した電子型線量計の警報音がなっていたが、関電工社員は「誤作動もある」などとして作業の継続を指示したという。作業員は水につかって作業を求められたが、危険を感じて拒否し、被曝量は11シーベルトだった。

石綿救済基準環境省緩和へ 労災認定改定受け

環境省は22日に開かれた中央環境審議会の部会で、石綿健康被害救済法の判定基準を緩和する方向で見直す方針を明らかにした。

厚生労働省が3月、石綿による健康被害の労災認定基準を改定したのを受けた措置。環境省は2013年度からの運用開始を目指す。

労災認定基準の改定では①肺がんで広い範囲に胸膜プラーク確認されれば従事期間が1年でもにんていする。②「びまん性胸膜肥厚」は肥厚の厚さを判定要件から外す一などして基準を緩和。環境省によると、救済法の判定基準もこの二つの疾病を中心に議論が進とみられる。

11月23日中国新聞より掲載

厚労省初公表

石綿労災65事業所

奈良の工場は3人認定

厚生労働省は28日、アスベスト（石綿）による労災が認められた従業員が11年度に出た936の事業所名を公表した。今回、石綿肺のために労災保険法による労災認定者が出た事業所を初めて公表し、その数は65事業所だった。石綿関連疾患の中で石綿肺は比較的多くの石綿を吸うことで発症するとされており、周辺住民にも注意喚起が必要として、患者団体が実態調査を求めている。

今回の公表は前年度より50事業所多く、初公表は697事業所。

石綿肺は、粉じんが肺にたまって硬くなる「じん肺」として労災認定され、従来は石綿疾患に集計されていた。厚労省は患者団体の求めなどに応じて、労災認定が年間約800件あるじん肺について11年度から、エックス線写真などの医学資料や石綿の取り扱い状況を調査。その結果、個人事業主のため非公表の3人を含め、68人の労災認定者が石綿肺とわかった。

うち複数の認定があったのは奈良県王寺町の耐火材メーカー「ニチヤス王寺工場」や埼玉県羽生市のプレーキ材料メーカー「曙プレーキ羽生製造」（2人）などだった。

石綿肺での事業所名はこれまで、石綿健康被害救済法に基づき認定されたわづかな分だけが公表され、11年度は5人だった。関西労働安全センターの片岡事務局長は「石綿肺患者が出た事業所は大量の石綿を扱っていたので、周辺住民にとっても公表は重要だ。新規だけでなく、過去の石綿肺の実態も調べるべきだ」と指摘している。

11月29日付毎日新聞より掲載

元自衛隊員アスベストに被曝

2名が健康管理手帳申請

12月現在、広島労働安全衛生センターに2名の元自衛隊隊員からアスベストに被曝した相談が来ています。その内訳は、呉海上自衛隊に機関士として勤務し、米国から払い下げられた自衛艦に乗船。機関室内でアスベストを剥がしたり、切る・貼る等の作業の過程で被曝されています。

もう1人の方は海田陸上13師団に勤務。その方は射撃訓練場（トンネル）内の壁は防音対策としてセメントと石綿を混ぜて使用され、射撃訓練の過程で的から外れた銃弾が壁に当り、アスベストが飛散し被曝しました。

公務災害認定にむけてまずは健康管理手帳取得にむけて取り組みを開始します。

編集後記

アスベストに関して最近、タルク（滑石）が話題になっている。そうした中、理髪店に行ったときのことである。

私と理髪店の店主とは何十年もの付き合いで何でも話せる間柄でもある。散髪をしている最中にタルクの件を思い出し、パウダーとして使用されている製品が置かれているのかを確認したところ、現在は使用していないが店には置いてあることを店主は表明された。

その製品を見せてもらったところ、使用原料にタルクと明記されていることが確認できた。その場で私は店主に「アスベストの怖さを説明すると共に、タルクと石綿（アスベスト）が地中に並列した状態で鉱石として存在し、採掘する際に一緒に掘り出していることが定説とされており、人間に害を及ぼす大変危険な製品である」ことを訴えた。

店主は「パウダーがそんな危険な製品だとは知らなかった」「卸売り業者にもこのことを伝えてみる」と云っていた。

私は散髪を終えた後、心が何となくさわやかな気持ちで家路につくことができ、楽しい一日であった。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことのできる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

- ◆ 会費（月）
- ◆ 個人 1口 400円
- 団体 1口 2000円 〔尚、会費は本誌購読料を含みます〕

ホーム・ページはこちら

hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp

<http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>

私たち広島労働安全衛生センターは、顧問医師・顧問弁護士・世話人組織等々で構成されています。今回は顧問弁護士事務所の紹介をさせていただきます。

桂・本田法律事務所

弁護士 桂 秀治郎

弁護士 本田 兆司

事務所 〒730-0004

広島市中区東白島市20-7

アビリオ東白島二F（家庭裁判所北側）

TEL 082-227-5501

FAX 082-227-5502